

第七回 参議院電氣通信委員會會議錄第十一号

昭和二十五年三月二日(木曜日)午前十二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○電波法案(内閣送付)

○電波監理委員會設置法案(内閣送付)

○委員長(松野喜内君) それではこれより電氣通信委員會を開会いたします。

電波法案について、前回に引き続き質疑応答を続けたいと考えます。どうぞ御質問のある方、御発言をお願いします。

○小林勝馬君 四十條の下段の方の、「行うことができる無線設備の操作」の方に、「指揮の下に行う国際通信」とあり、これがつまり上級者は下級者に指揮の責任を持つことになるのか、そのことがはつきりしていないが、法的にどこまでも本法に示す処分、処罰をやはりこれに適用して行くのかどうか、その点を明らかにして頂きたいと思ひます。

○政府委員(網島毅君) この指揮という意味は、二級通信士の側から申しますと、これは補助としてやるという意味でございます。従いまして、二級通信士が補助としてやつたことに対して、若しも法律違反をやつたような場合には、その二級通信士が処罰されることになりません。勿論この二級通信士の行えない範囲のものにつきましては、即ち一級通信士が直接やらなければならぬという問題、或いは一級通信士の指導を受けてやつたものにつきましては、一級通信士もやはり

責任は免れないと思ひます。

○小林勝馬君 その続きですが、「第三級」及び「電話級」と設けてありますが、御説明によりますと、第三級は漁船に使うということになっております。併し第三級は漁船の百ワット以下の電話と、それから電話級は船舶の百ワット以下の電話というふうになっておつて、電話に関する限りは、三級は電話級の下に相成つておる。その理由をはつきりして頂きたいことと、それから電話級は公衆など簡単に交換しておるのが電話級であるのか、将来沿岸の船舶に無線電話の設備ができた場合は、三級は通信長にならず、電話級がむしろ通信長になれるという不合理が出て来ると思ひますが、その点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(網島毅君) この三級無線通信士は、電話の外に無線電信の取扱もできるわけでありまして、従つて電話に關しましては、この技術方面におきましてそれ程高級の知識を要求しておりません。

ところが一方電話級におきましては、これは電話オンリーでございます。従つて、電信の方は必要ないのでありますからして、運用の面、或いは技術の面につきましては、電話について相当の技術を要求しております。従いましてこういうふうな電力の差ができて参つた次第であります。

それから第二のお尋ねの、沿岸を航海する漁船についての通信長の問題でございますが、この電話のみの船の場合には、勿論その電力によりまして三級通信士、或いは電話級の通信士でいいのであります。それが若しも非常に小さな船でありまして、通信士が一人というような場合には、勿論三級の通信士、或いは電話級、どちらも通信長ということになれる次第であります。

○小林勝馬君 第二級は船舶でどんなところで通信長になるのか、いわゆる国際通信とは何を指すのか。いわゆる公衆通信を指すのかどうか。通念的には外国の無線との通信というふうに考へてゐるのだが、船舶が五百トンのものも朝鮮その他の国へ航行して通信を行う。すべての商船は勿論、漁船でさえも日本の沿岸を航行する外国船と通信を行う場合もある。尚、更に素人無線局でも、外国と通信することができるといふふうになっておつて、国際條約では、公衆通信の国際業務を行う船舶の通信長として、二級を認めてゐると思ふのですが、その点からいふと、日本だけ何故認めないのか。それから五十條の二種の乙の方の下段で、二級通信士を認めてゐるが、四十條の二級の方の下段では、これを否定することになりはしないかという問題が出て来るのではないかと思ふのですが、その点も併せてお伺ひしたい。

○政府委員(網島毅君) お説のようによ、国際通信條約におきましては、二級通信士も国際通信は認めております。併しながら国際條約におきまして、一級、二級という通信士の資格、

それからその技術要件というふうなもの、おの／＼各国の国内法に委任しております。我が国におきましては、従来この国際通信に従事するのが一級、それから二級は国内通信ということで、それ／＼のこの資格の要件を決めております。従いまして現在の二級通信士は、その試験を受けますときに、国際通信をやり得るような要件を要求されておられません。従いまして我が国におきましては、国際通信は一級通信士のみというふうになつておるのではありません。勿論この二級通信士におきましては、一級通信士の指揮を受けたり、或いはその補助として国際通信をやる場合には勿論、この國際法上のいろいろな必要のことが不明の場合は、一級通信士に尋ねることができますから、それは勿論やり得る次第であります。

それから第二番目の御質問でございますが、五十條の方におきましては第二種局の乙におきまして、国内通信の場合には、勿論この二級の無線通信士でも通信長になれるということを示しております。従いまして、

○小林勝馬君 上段の最後の、特殊無線技士の要因と申しますか、特殊無線技士の内容その他について御説明願ひます。

○政府委員(網島毅君) この今回特殊無線技士という制度を初めて設けましたのは、最近いろいろ無線技術が進歩して参りまして、いわゆるラジオ・カーと申しますか、自動車に無線電話、

殊にフレキシブル・モジュレーションの無線電話通信という近距離において通信をするというふうなことが行ひ得るようになりまして、こういうふうなものに対して、従来の一級、二級、或いは三級という資格を要求することはちと酷であります。これらは全く特殊なものでありますからして、極く簡単な特殊な無線技術及び運用だけを知つておつてやれる、取扱ひできるという制度を作つた方が適當であらうと思ひます。

○小林勝馬君 然らば特殊無線技士と、電話級無線通信士との差違如何。尚この電話級程度のものはそういうものでも必要じゃないかと思はれるが、その点どうですか。

○政府委員(網島毅君) 電話級の方は大体船舶でありますとか、或いは海岸局で、漁船用の海岸局で従来も長波、中波、短波を使った無線電話でございますが、ここに特殊無線技士の取扱ひ方面はフレキシブル・モジュレーションという新しい技術であります。従つてそういう新しい技術を取扱ひするには、特殊なやうな要件が必要でございますからして、こういう資格を必要とするにいたしましたのであります。勿論この電話級無線通信士におきましても、それに若干の試験を追加することによりまして、併せてこの特殊無線技士の資格をとり得るという途は開きたいと思ひております。

○小林勝馬君 四十五條の第三項の所

に「申請者の当該免許に係る業務云々」とありますけれども、これも先般一般質問のときに申上げましたように、監理業務をやつておるとか、いわゆる学校の教官とか、そういう者がこれに入るのかどうか。入らんのかどうか。その辺の……。

○政府委員(網島毅君) この條文の解釈は、只今お話のようなものは入らないということに相成るわけでありまして。

○小林勝馬君 次に四十九條におきまして、無線従事者の「免許に関する手続的事項並びに試験科目、受験手続その他」云々とありますが、それも一般質問の節申上げましたように、なんら今までの国家試験において、学歴というものを認めていないが、この電波監理委員会規則で定めるものの中に、或る程度の学歴の最低基準というものが高等学校でなければいけないというようなものを入れられる意思があるのかないのか、その辺を承わりたい。

○政府委員(網島毅君) 御説の点は尤もと考えられる点もあるものであります。が、この無線従事者に要求いたしますところの国家試験は、その従事者が無線を運用するに必要な技術、技能、知識を持つておればよい。持つておるかどうかということと十分調べ得る試験をやるわけでありまして、必ずしもその人が高等学校を出ておるとか、或いは大学を出ておるとかいうことは必要としないと考えます。勿論義務教育を受けていなければならぬというところは当然かと考えるのでありますが、この点は従来もそういう学校の学歴というものにつきまして、規定しており

ませんので、そのまま踏襲した次第であります。

○小林勝馬君 次に五十條の下段におきまして「通信長となる前十年以内に」云々とある。これは第一項、第二項と共に第三項もそうなつておりますが、丁度十年前と申しまして、昭和十五年からのことになりまして、当時の無線通信士は殆んどいつていくらい、大多数が戦争のために犠牲となつてなくなつておる。それでこの点からして十五年に上った方がいかに少ないかという考えをするのですか、その点政府当局の方の御意見はどうですか。

○政府委員(網島毅君) この通信長の資格要件に年限を決めましたのは、通信長というのには相当重要な責任を持つた所掌でありますからして、常に十分な新らしい知識、技能を持つていなければならぬというところから定められたのでございます。併しながらいまお説の点は十分我々としても理由があることと存じますので、国内におきまして適当に御審議されて、若干の期間を延長されることにつきまして私共は異議を持つておりません。

○小林勝馬君 この五十條におきまして、陸上局の規定が何等ない。又陸上局の聴守時間その他の関係も何等語つておられない。これは如何ようにやられるつもりなのか。又第二項におきまして「必要がある」と認めるときは、電波監理委員会規則により、無線局に配置すべき無線従事者の資格別員数を定めることができる。」とありますが、これの大体の案と申しますか、それはどういうふうな相成つておりますか。

○政府委員(網島毅君) この五十條におきまして専ら船舶のことをここに挙

げましたのは、現在の国際電気通信條約におきまして、船舶の無線局に従事する職員の資格要件を決めておりました、そのうちの主任となるものは云々という條項がございますので、その條約を受けてここに挙げた次第であります。陸上の無線局に關しましては勿論

そういう資格要件は必要でございまして、例えば固定地間の通信、或いは陸上の移動状態における移動通信、そういうものにつきましても、資格は委員会規則によつて定めるつもりでございまして。ところでこの資格の外に員数という問題が出るのでございまして、私共の基本的な考え方としては、十分の無線局の目的なり執務時間に従事し得るだけの従事者が、労働基準法なり、或いは他の法令によつて定められたこの要件を満たすという條件の下に置かれる員数を期待しておるのでございまして、勿論それだけによつては、この無線通信の円滑な運用ができないという場合も考慮されるのであります。

従いましてそういう場合にはこの第二項によりまして員数を定めるつもりでございまして。

○小林勝馬君 その資格に關連するのですが、四十六條において各級従事者にいづれも本項による相当の責任を負わされ、公共福祉のための重要な電波運用を行うのであります。これに對する免許状の年齢制限というものはないので、先程の御説明から行きますと、学校の制限もなければ何もないなえすれば十八歳であらうと二十歳であらうとやつていい。尚又七十歳であらうと八十歳であつてもいいということ

に相成りはないか、どうしようような御意見であるのか。

○政府委員(網島毅君) 年齢制限の問題でございまして、これは従来のような免許は、無期限であるということに相成りますと、やはり一定の年齢としようものを限定する必要があるかと思ふのであります。本法におきましては無線従事者の資格は五年ごとにチェックされることに相成つております。従いまして余り高齢でありまして腕も十分動かないというふうな場合には、その五年毎のチェックによつて、これは失格するということに相成りますので必要ないかと存じます。尚年齢を区切るという点にしまして、果して五十で区切るがよいのか、六十で区切るがよいのか、七十がよいのかということになりますと、これはその人の体力如何にも關係する問題でありまして、法律で決めることは非常に困難じやないかと存じております。

○小林勝馬君 次に四十五條におきまして、経歴及び成績の如何というふうな相成つておりますが、一体この成績はどういうふうにして調べられるのか、事故件数を基準にしてやられるのか、所屬会社や官庁の方で調査するということに相成つておりますか、どういふふうな基準でございようなことをやらされるのか、ちよつと成績の問題は不適当じやないかと思ふが、その点はどうでございましょうか。

○政府委員(網島毅君) この無線従事者につきましては、無線従事者手帳というものを備へつけることにいたしました。それによりその経歴、或いはその従事期間に事故がなかつたかどうかというところを記載することにしたいと思

ております。従いましてその手帳に違反事項というふうなものがあるかないかということが、この成績の判定の非常に大きな部分を占めることと相成りまして、従らに官庁の権限を以てそれを適当に判断するということは、絶対に避けたいと思つております。

○小林勝馬君 次に国家試験を今まで施行されておりますが、私無線通信従事者教育審議会の委員長をやつておられて、今後検定試験で出られる数、その他が非常に關係して来るのじやないかと思ひますが、現在までここ三四年の分で結構でございまして、大体どのくらいの申請率で、どのくらいの合格率を示しておられるのか、そういう点が分りましたら知らして頂きたい、尙今分らないければ後程書類で頂きたいのです。

○政府委員(網島毅君) 私共の予想といたしまして、現在無線設備の操作に従事しておる者は、約一万近くあるのではないかと考えておるのであります。が、その従事者の死亡及び他の移動も考えまして、その消耗減を年五分と見ますと、毎年五百名がその業務から去るといふことに相成ります。かれこれ考えまして、五六百名が年間必要だと考えるのであります。この二十四年の一月から、十二月までの一年間に執行いたしました試験の回数を申しますと、一級が七回、二級が六回、以下いろいろございまして、全体三十六回やつております。それでこれの総数は約数千名に達するかと思ふのであります。が、詳細の数字は追つて資料として差上げたいと思ひます。

○小林勝馬君 次にこの五十條の問題につきましては、海運局乃至は海上保

安庁を一通呼んで頂くことに相成つて
おりますが、今日はお見えになつてお
りますかどうか……。これは電波庁か
らお伺いしたいのですけれども、船舶
局の資格定員を船舶職員法において決
めてある、それとこちらの方との相違
点があるように聞いておりますが、そ
の点はどういうふうなお考えでありま
すか。

○政府委員(網島毅君) 現在におきま
してお説のような若干食い違いもござ
います。現在の無線電信法におきまし
ては、その私設、無線電信、電線電話
規則によりまして、大きな船には四人
の通信士を配置しなければならぬこ
とに相成つておりますが、職員法にお
きましては三人でいいということであ
ります。職員法の方は専ら船舶の安全
航行、そういう方面から考慮された数
字でございます。無線電信法から
出て参つた数字は、勿論船舶の安全航
行に關する考慮が必要であります。そ
れ以外にも公衆通信を通過する。その
公衆通信がうまく運用されなくてはな
らない。それから又、通信全般が十分
その目的を達成するように運用されな
ければならないというようにことを考
慮いたしまして得た数字でございま
す。今回この法律におきまして、その
数字をはつきり明示いたしませんでし
たのは、法の目的と通信の運用を、十
分その目的を達成し得るように行え得
ればいいというような見地から、通信
執務時間というものを限定したのであ
ります。これは間接には員数にも影響
して参ります。この員数というものは
執務時間と、それから労働のいろ
いろな条件、そういう相方から決まっ
て参るかと存じます。一応この法案に

おきましてはそういう員数は、一義的
には労働基準法なり、他の法律による
ということにいたしましたのであります
が、それによつて決められたことが、
著しくこの無線の十分な合理的な運営
を阻害するということでありまして、
第二項によりましてこの電波監理委員
会が、員数までも決めるということが
必要になつて来ると存するのでありま
す。

○小林勝馬君 この問題は非常に重要
な問題になつて来るのじやないかと思
います。現在海員組合の方と船主側
との協定もありませんし、それから船舶
職員法もありませんが、併しこれは電波
庁としては現在の協定の線に進まれる
おつもりなのか、それとも今の御説明
のようにその閑散の度合により、いろ
いろな点でそれ以上にこちらから隊を
容れることができないというふうにお
考えになつてゐるのか。いわゆる第二
項において、無線従事者の資格別員数
を定めることになつておりますが、こ
れはどういうふうな定められるのか。
例えば八時間ならば八時間だから一人
でいいというお考えか。実際問題で船
船においては八時間であるが、それ以
外に気象の受信をしたり、いろいろの
時間がありまして、例えば予備装置の
修理、その他いろいろなものもその以
外の時間にやらなくちゃならぬ。そう
すると結局は一人ではやれない、いわ
ゆる労働過重に相成ると思ひますが、
こういう点はどういうふうな決定され
るお考えか、又いつこれを決定される
御予定であるか、承りたい。

と考慮しております。その協定は先程申
し上げました私設無線電信規則の
線に副うたものであるからでありま
す。ところで将来これをどういうふう
に考えるかということにつきまして
は、勿論この電波監理主管庁といたし
まして、無線通信士の配置が非常に不
当に下げられまして、そのために無線
通信の運用がうまく行かないというこ
とになります。この法の目的を達
成できないことになるわけでありまし
て、十分これにつきましては関心を持
つております。この法案を作成するに
当りまして、この点に關しましては
関係官庁と十分協議いたしまして、將
来この問題につきましては双方十分意
思の交換を遂げて、無理のない線に進
むようにしようというふうな協定して
おりますので、船舶職員法その他の制
定に當りまして、電波主管庁として
十分これに意見を申し述べ、又その意
見を取り入れられるように努力するつ
もりでございます。

○小林勝馬君 次に第五章の運用とい
うものの定義はどういうふうにお考え
になつておるか。これはオペレーショ
ンという意味にお考えになつてゐるの
かどうか。それから交通の確保、秩序
の維持というふうな書いてありますけ
れども、交通の確保というふうなもの
がどういうふうな意味で入れられてい
るのか、その点を御説明願ひたい。

○政府委員(網島毅君) この法案にお
きまして運用と申しておりますのは、
これはただ単に電鍵を操作し、或いは
マイクロフォンで話をして、電波を
外に出すということのみではございま
せん。これに必要な機械的な操作と
いうことも含んでおります。勿論この

操作の中には故障を修理するといふと
ころまでは、これは入つておらないの
であります。電波を出すに必要なら
切の操作処置を含んでおります。とこ
ろでこの五十二條の第四号にありま
す交通通信の確保、交通という意味に
つきましては、これは汽車であります
とか、或いは電車というふうなもの
が、通信がないためにうまく運行がで
きない。或いはそういう交通機関が事
故を起したその場合に、たまたまそこ
に他の通信方法がないために、うまく
その事故の回復ができないというよう
な場合、非常通信というものの規定
をいたしたいというふうな考えている
次第であります。

○小林勝馬君 第四号におきまして受
信その他の問題があるのですが、「発
生するおそれがある場合において云
云」というふうな相成つておるのであ
りますが、これは船舶の通信士がこれ
を認定して行くのか、誰が認定してこ
の決定をして行くのか、伺いたいと思
います。

○政府委員(網島毅君) この非常通信
を行いますのは、第五十二條と第七
十四條、両方にひつかかりがございま
す。第五十二條の方は、これは施設者
或いは運用者がみずからこれをやる場
合でございまして、この判断は非常の
場合、この第四号に掲げました、こ
ういふような事態が発生し、或いは発生
する虞れがあつて、どうしても人命財
産の保全のために通信をしなければな
らないというところを施設者が判断した
場合に、それを行うのであります。こ
の判断は、社会一般の常識を基準とし
て、施設者又はその代理人がこれをや
るといふふうに考えております。それ

から第七十四條に關しましては、この
判断は、電波監理委員会がするとい
うことに相成つておる次第であります。

○小林勝馬君 今の御説明によると、
施設者というところに相成るので、船舶
においては船長という方を指すと思
うのでございしますが、いわゆる通信士が
それを率先してやる場合は、問題が起
るのかどうか。その点を承りたいと思
ひます。それからこの船舶において
は、非常通信をSOSと大体同様に認
めておられるのは、ちよつとおかしい
のぢやないかと思うのですが、国際條
約にもそういうのがございますかど
うか。それから陸上では、遭難通信
も余りないが、例えば国鉄とか気象と
かの場合は、この非常通信こそがSOS
に相当するのぢやないかと思うので
すが、その点のお考えを承りたいと思
ひます。

○政府委員(網島毅君) 先づ第一の通
信士の責任範囲如何という御質問で
ございしますが、これは第一義的にはこ
の施設者であります。施設者から
代理された者、或いは委任を受けて
おる者は、当然その中に含めて考へて差
支ないと思つております。従いまして
船舶におきまして、この一般の業態に
おきましては、通信士が船長の許可を
得、或いは船長と相談をしてやるとい
うことになつて参ります。又船長から、
非常の場合にはお前が適当にやつてよ
いという委任を受けておりますれば、そ
の委任を受けた通信士がやつて差支な
いと考えております。それから非常通
信の問題でございしますが、これは條
約にははつきりというところはござ
いません。従ひながら我が国のいろ
いろ天災地変の災害が多いことから考

えまして、特に我が国におきましては、こういうものを目的外として許すということにした方が適当と考えておる次第でございます。

○小林勝馬君 次に五十九條の「何人も法律に別段の定めがある場合を除く外、特定の相手方に対して行われる無線通信」云々とありますがこの特定の相手方というのはどういう意味であるのか、別段の定めとはどういうことであるのか説明して頂きたい。

○政府委員(網島毅君) 本條は専ら無線通信の施設保護をするための條項でございますが、この特定の相手方と申しますのは放送のように不特定多数の者に電波を出しまして、そうして誰が聞いてもいいというものの外、この送信するものとして受信するものとが相対抗しておりましてやる通信、即ち固定通信のようなものは、この特定の相手方の通信ということに相成る次第であります。

○小林勝馬君 五十八條において実験無線局は、暗号の使用を許さないが略号は使用させる御意図であるのかどうか。それから一般の通信には暗号も一切許す御予定であるのか。

○政府委員(網島毅君) 実験無線局及びアマチュア無線局は暗号は扱つてはなりません。略号は扱つても構わないと思ひます。殊に國際條約の規定によつて決められたコードというようなものは使用してもいいと考えております。向一般無線局には暗号は使つても差支ありません。

○小林勝馬君 六十條において「正確な時計及び無線検査簿」云々とありますが、この正確なる時計の意義を御説明願ひたい。

○政府委員(網島毅君) なか／＼どこからどこまでが正確の時計であるかというところをはつきり言うことは困難であります。この無線通信の業務を運行するに支障のない程度に、時間の狂いのない時計は是非必要だというふうな考へております。向この時計も小さな懐中時計のようなものは見にくいのであります。その大きさを置く場所というものはやはり業務を運行するに必要なる場所、或いは適当な大きさということにしたいと考えております。

○小林勝馬君 この正確な時計が六十條の沈黙時間その他に非常に影響を及ぼし、尙またその關係で百十二條ですかに罰則が設けられておる、こういうふうな相成つて参りますと、正確な時計が一体政府で如何ようにしてこれを指定されるのか、いわゆる管理委員會の規則においてどういうふうな正確な時計を指定して行くおつもりであるかそれを承りたい。

○政府委員(網島毅君) この時計の正確度は、これは一日に〇・コシマ何秒以内でなければならぬという程度のもものは必要ないと思ひます。と申しますのは御承知のように現在我が国におきましては、標準電波と同時にタイムシグナルを出してござります。従ひまして漸次正確なタイムシグナルによりまして、時計の更正ができるのであります。で、この時計の正確度によりまして一日に一回、半日に一回、或いは五時間一回というふうなこれを直して参りますれば、この沈黙時間その他に思いいます。

○小林勝馬君 今管理委員會の規則において大体どういふ程度の時計という御指定をされる御予定か、それとも一つ何箇くらい備えつけなければならぬようにされるのかその点を承りたい。

○政府委員(網島毅君) 委員會規則におきましては、これは将来の委員會で決められることとござりますが、只今の案として私共の考へておりますものは時計の大きさを指定する、それから置く場所を指定する、箇数は一箇で差支えないと考へております。それから正確度につきましては目下いろ／＼検討中でございます。

○小林勝馬君 電波庁にお伺ひしたいのですが、それは一箇ぢやなかつたじやなかつたですか。あれは何箇か指定があつたじやないかと思ひますが、例えば機械のこととありますから、正確度がよくても、万一故障が起る場合もあり得るので、一箇でなくて丁度かなんか必要ぢやなかつたかと思ひます。が、今のお話では一箇ということですが、一箇では無線通信士としては不安で、とても無線通信をやつていけない、その点ちよつとおかしいじやないかと思ひます。

○政府委員(網島毅君) その時計の箇数は現在も指定しておらないのであります。が、實際的にはローカルの時間と、それからグリニッジの標準時と両方が船では必要でござります。で、少くとも両方の時間を示す二箇の時計は現在あるようであります。向この問題は将来十分考慮したいと思ひます。

○小林勝馬君 次に六十三條において「第二種局にあつては電波監理委員會規則で定める時間割の時間運用しな

ければならない。但し電波監理委員會規則で定める場合は、この限りでない」といふようににはつきり言つておりますが、これは國際條約で決まつておる時間であり、又運用時間であるならば、こゝでわざ／＼謳ふ必要はないじやないかと思ひますが、それはどういふ意味で書かれたのか承りたい。

○政府委員(網島毅君) お説のように第二種局甲、即ち一日十六時間、その十六時間の如何なる時間に無線局を運用するかというところは條約で定まつておりますが、併しこれはとき／＼開かれる主管庁會議におきまして、変更される場合があり得るのであります。そういう場合に一々法律を改正するといふ手数を省きまして、監理委員會の規則で定めることにいたしましたのであります。

尙これは條約にあるから法律は要らないじやないかというお説はあります。が、私共といたしましては、條約にありまして、成るべくできるものは法律ではつきりさせて置きたいといふふうに考へております。

○小林勝馬君 沈黙時間の問題ですが、この前もちよつと申上げたのですが、何故に第二沈黙時間を設ける必要があり、又第二沈黙時間を國際條約にも規定していないものを作つていかれ御意図であるか、これによつて又処罰の規定もないようですが、如何様にこれを運用されて行くのか、その点。

○政府委員(網島毅君) この第六十四條にござります。第一沈黙時間は、これは五百キロサイクルを對象とした沈黙時間であり、普通の商船は大体五百キロサイクルを持つており

サイクルを持つておりますからして、五百キロサイクルのウオッチをしておれば、遭難通信その他が聞えるわけであり、小さな漁船におきましては、設備の關係上五百キロサイクルを用い得ないのであります。従ひましてそういうものの遭難通信その他をウオッチするためにはその波長、漁船の持つておるその波長をウオッチする必要があるとして、これにやは一定の沈黙時間、いわゆる保護時間を置きまして、その間におきましては、漁船の遭難通信がないかどうかということを確認することが是非必要と考へております。この第二沈黙時間の制度は條約にはございせんが、先般開かれた第三地域會議におきましては、この制度が採入れられました。というこゝをすることは好ましいといふことに相成つております。恐らく将来これが條約の上にも取入れられて来るのではないかと、私共は考へておる次第であります。

○小林勝馬君 そうすると、第二沈黙時間は、八三六四KCと、八二八〇KCの二つだけを指定されるおつもりですか、どうですか。

○政府委員(網島毅君) これは通信計によりまして、いろ／＼違ふのであります。が、「かつお」、「まぐろ」、「さんま」、「さば」、そういう方面の漁業通信計におきましては千六百二十キロサイクル、それからトロール船等におきましては千五百八十キロサイクル、即ちそれらの通信計が持つておる周波数をウオッチするといふことに相成つております。只今の短波の問題は、これは短波を持つてゐるような船は大体五百キロサイクルを持つており

ますからして、五百キロサイクルの第一沈黙時間で、十分その目的を達成し得るのではないかと考えておる次第であります。

○小林勝馬君 この聴守義務ということは、これは聴いて守るという意味ですか、ただ聴くだけという意味ですか、その定義を一つ。

○政府委員(網島毅君) これは昔から使つておる言葉であります、聞くといふゆるヒヤーという意味でございます。

○小林勝馬君 この六十五條において、「五百キロサイクルの周波数の指定を受けている海岸局及び船舶無線電信局」云々とありますが、これは海岸局は殆んど五百キロサイクルは聴いておらずにやらないので、この海岸局というものを除外して貰いたいという意見があるのですが、何かそういうのを入れられた御意図を承わりたい、それから以下「運用義務時間」というのが、人と機械を入れた時間なのか、人だけの時間であるか、その辺を承わりたい。

○政府委員(網島毅君) この運搬通信の場合に、一番活躍するのは海岸局でございます、従いまして、五百キロサイクルの通信をやり得る海岸局は、第一沈黙時間は勿論であります、この運用時間におきましても、できるだけ五百キロサイクルの周波数でウオッチした方がよいのであります。と申しますのは、御承知のように、この五百キロサイクルは呼出符号でもござい

ますので、当然その人が出るのでございます。現に通信を行なつておると、例えば通信周波数四百三十三でやつておるとか、四百二十五でやつておるとか

いう場合には、勿論この五百キロサイクルのウオッチはできませんから、その限りではないというふうに相成つておる次第であります。

それから、先程申しました漁業用の周波数を持つておられますところの漁業用の海岸局、或いは、漁船というものが、いま申しました、いわゆる執務をしておる時間中は、その周波数で以てウオッチしておられなければ、外からいくら呼んで来ても分りませんから、これは、当然の必要なことではないかと考えております。

先程運用義務時間とは何かという御質問でございまして、これは言い換へますれば、執務時間、人も機械も働いておる時間というふうに御解釈願いたいと思ひます。

○小林勝馬君 ちよつと今の答弁はまづいのですがね。私の言つてゐるのは、ここに五百Kの指定を受けておる海岸局、船舶無線電信局は、その運用時間中は五百Kで、聴守しなければならぬということに相なつておられますが、海岸局は全部五百Kで聞かなければならぬのは当然のこと、だから、わざ／＼ここで制限する必要はないじやないかということをお願いしているの一点と、それから、今の御答弁によりますと、漁船であらうと、「かつてを『まぐろ』船であらうと、五百Kで聴いておれ」という御答弁でありまして、たれども、それは違ふのではないかと。五百Kで必ず聴かなければならぬか。五百Kで指定してはな

いと思うのです。これは五百Kで指定してゐる船舶、無線電信局と相なつておられますから、それはちよつとおかしいのと、それから運用義務時間の中

に人と機械というものは、私の聞いてゐるのは、オートアラームとか何とかの機械的の、いわゆる五百Kの運搬通信を聞いてゐる話なんだから、それを聞いてゐるわけで、普通の受信機の機械とか、そういう意味の機械を聞いたのではないのですから、その点を明らかにして貰ひたい。

○政府委員(網島毅君) 先ず第一の御質問ですが、私先程御質問の趣旨を間違つておたかも知れませんが、海岸局は当然であるからここに書かなくてもよいじやないかという御質問でござい

ますが、これはその通りでござい

ます。併しながら、書かないということに相なりますれば、聴かなくてもよいという反面解釈も出て参りますので、必要なことは法文の上に挙げた方がよいと考える次第でござい

ます。それから、先程私の申し上げたことをちよつと誤解しておられると思うのでござい

ますが、私の申し上げましたのは、五百キロサイクルの通信電波を持つておられないところの漁船は、五百キロサイクルのウオッチをしなくてもよろしいのであります。それは第六十五條の第一項に明らかにありますので、「五百キロサイクルの周波数の指定を受けている海岸局及び船舶無線電信局」云々ということになつてお

まして、五百キロサイクルを持つておられん「かつてを『まぐろ』船底曳船というやうなもの、そのウオッチをしなくてもよい。ところが第二項におきまして、千六百二十キロサイクルとか、千五百八十キロサイクルとかいうやうな漁業用の波を持つてゐるものは、その波のウオッチをしなくては

いけません。う、まあ当然といえば当然であるかも知れませんが、当然にしても、どうしても守つて貰わなければならないものでありますから、ここに挙げた次第であります。尚、この運用義務時間というものの中には、オートアラームで以てウオッチしてゐる時間は含まれておりません。

○小林勝馬君 七十三條におきまして、「あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十條の時計及び書類を検査させる。」とありますが、これは毎年一回の定時検査であるのではないかと、このふりに考えますが、これは何かもつと適当な方法、乃至は船の状況とか、いろいろなことを考慮してやるべきではないかと思ひますが、これはどういふふうな意味で、どういふふうに書かれておるか御説明を承わりたいのと、「第六十條の時計及び書類を検査させる」というのは、時計の正確度を検査させるのか、時計を持つておるのを検査させるのか、通信士側から言わせると、いわゆる時計の正確度が重要問題で、当然持つておることは間違いないと思ひますが、この点はどういふふうな立法の精神であるか、承わりたい。

○政府委員(網島毅君) 七十三條の「あらかじめ通知する期日」とここに挙げましたのは、検査員が不意打ちに参りまして、向うの都合も一切構わずに検査するということ、適当な方法ではございませぬので、あらかじめ通知をして、而も成るべく向うの都合のよい日にこちらから出掛けて行つて検査をするという趣旨でござい

ます。それから、この時計の検査、或いは

書類の検査は、只今お話の時計の正確度というやうなものも含めたいと考えております。只今この正確度をどの程度にするか、これはまだ決めておりませんが、やはりこの規則によつてはつきりされた場合には、それに合つておるかどうかというやうなこともやるべきだといふふうに考えております。

○小林勝馬君 七十六條におきまして「電波監理委員会は、免許人がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分」云々とありますが、放送法違反は、これは入れなくてよいのかどうなのか、いわゆる電波法だけでおやりになるのか、放送法違反の問題を……。

○政府委員(網島毅君) この免許の取消しといふことは、言い換へますれば、その設備を使つてはいかぬということでありまして、設備に關係する問題、或いはその運用の問題は、主として電波法に盛られておりますために、この電波法といふものを特にここに上げたのでござい

ます。併しながら放送法にも、極く僅少ではござい

ますが、いろいろ施設者に義務付けられた事項もござい

ますので、只今のお説は、私共といたしましては御尤ものお説じやないかと考える次第であります。

○小林勝馬君 第二項におきまして、「無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。」とあるのですが、これは先般から公聴会におきまして、遠洋漁業乃至は捕鯨船の問題が論議されておつたように思ひますが、では「正当な理由」といふのは、例えば遠洋漁業、捕鯨船なんかが歸つて来て、ただ半年乃至半年以上停泊しておるものは

「無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。」とあるのですが、これは先般から公聴会におきまして、遠洋漁業乃至は捕鯨船の問題が論議されておつたように思ひますが、では「正当な理由」といふのは、例えば遠洋漁業、捕鯨船なんかが歸つて来て、ただ半年乃至半年以上停泊しておるものは

「無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。」とあるのですが、これは先般から公聴会におきまして、遠洋漁業乃至は捕鯨船の問題が論議されておつたように思ひますが、では「正当な理由」といふのは、例えば遠洋漁業、捕鯨船なんかが歸つて来て、ただ半年乃至半年以上停泊しておるものは

「無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。」とあるのですが、これは先般から公聴会におきまして、遠洋漁業乃至は捕鯨船の問題が論議されておつたように思ひますが、では「正当な理由」といふのは、例えば遠洋漁業、捕鯨船なんかが歸つて来て、ただ半年乃至半年以上停泊しておるものは

「無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。」とあるのですが、これは先般から公聴会におきまして、遠洋漁業乃至は捕鯨船の問題が論議されておつたように思ひますが、では「正当な理由」といふのは、例えば遠洋漁業、捕鯨船なんかが歸つて来て、ただ半年乃至半年以上停泊しておるものは

「無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。」とあるのですが、これは先般から公聴会におきまして、遠洋漁業乃至は捕鯨船の問題が論議されておつたように思ひますが、では「正当な理由」といふのは、例えば遠洋漁業、捕鯨船なんかが歸つて来て、ただ半年乃至半年以上停泊しておるものは

「無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。」とあるのですが、これは先般から公聴会におきまして、遠洋漁業乃至は捕鯨船の問題が論議されておつたように思ひますが、では「正当な理由」といふのは、例えば遠洋漁業、捕鯨船なんかが歸つて来て、ただ半年乃至半年以上停泊しておるものは

「無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。」とあるのですが、これは先般から公聴会におきまして、遠洋漁業乃至は捕鯨船の問題が論議されておつたように思ひますが、では「正当な理由」といふのは、例えば遠洋漁業、捕鯨船なんかが歸つて来て、ただ半年乃至半年以上停泊しておるものは

入らないと私共も思っておりますけれども、この立法の趣旨からいつた六ヶ月以上の休止というものを御説明願います。

○政府委員(網島毅君) この「正当な理由」というのは、船が沈没したとか、或いは難船したとかいうような場合でございまして、遠洋漁業から帰つて来て、いろいろ整備その他のために半年以上休止するというようなものは入らないのであります。但しその場合に、届出は是非して頂きたいと考えております。

○小林勝馬君 八十四條の第二項の、「異議の申立は、処分のあつた日から三十日以内」というふうに相成つておりまして、その次の、「但し、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。」これは個別的にもお話し上げたのですが、ここではつきりして置きたいと思ひますが、私共が考えるのは、遠洋漁業に行き、乃至は南方その他に出漁した場合に、六十日を突破することは往々にしてある。尙又異議の申立中であつて、この処分がまだ決定していない間は、その船会社乃至はその漁業会社において、その無線通信士を活用してまだ処分はされていらないから乗船して行くという問題が起つて、そこで乗つて行つて留守中に処分をされたという事になれば、それは資格が無効に相成るのではないかとこの点を考えまして、先般からお伺いしておるわけでございますけれども、ここではつきりして、そういうことがないならないというあれを承つて置きたい。

○政府委員(野村義男君) お答えいたします。お尋ねのような場合は、恐らく無線通信士が規則違反をやつたとかいうようなことで取消しの処分をする前のお話になるかと思ひますが、取消しの処分をする場合にはあつた方の方にありますように聴聞手続をして、そうして取消しをする、更にその取消し処分については異議の申立をするという事でありますから、二段的に構えておりますので、お説のような場合は起らないのではないかと、こゝういふふうに考えております。殊にこの遅れたのを、取消し処分をする、その無線通信士がいない間にすること、これは聴聞手続の中で、本人乃至は利害関係者を集めて聴聞手続をするということから見まして、本人がいない間にそういう処分をするという事は決してない、こゝういふふうに考えております。

○小林勝馬君 本人が必ず出席して聴聞の手続をやるから、ないという話ですけれども、その聴聞をして直ちに処分するのじやなくて、相当の日数があるから、その日数のある間において船会社乃至は漁業会社がこの人を活用するために乗船をさせるということがあるのじやないか。そういうような場合で先般から、まだ外国航路は沢山ありませんけれども、ベルシヤ航路にいたしました二、三ヶ月を要しておりますし、捕鯨船なんかのごときは半年以上かかる場合もあるし、遠洋漁業であつても六ヶ月以上かかるのだという事を心配して、私の方でお伺いしておるので、本人が帰つて来なければ、その処分を待つのかどうなのか。本人がいなくても、不在中でもそういう聴聞を一遍されておるのだから、そうして当然悪いという場合は、処分をしてしまふのかどうかを聞いておるので

○政府委員(野村義男君) この場合は専らその運用の場合に当りますが、この場合においては今考えておりますのは、御説のような場合には不在中においてそういう処分をすることはないと考えております。

○小林勝馬君 次に第九十一條におきまして、「審理官は、云々とあります。が、この審理官というものは先般もちよつとお聞きしたと思ひますけれども、どういふ角度から選定し、資格においてはどういふふうに相成つておりますか。もう一度御説明願ひたい。

○政府委員(網島毅君) この審理官の取扱う仕事の範囲は主として規則の制定でございまして、その規則の制定にいたしまして、この技術基準というものは非常に技術的なものでございまして、或いは運用に関する規則、それには無線通信士のいろいろなことに関する知識経験というものが必要でございまして、それから又異議の申立ということになりますと、これは裁判、半司法的な仕事でございまして、司法関係の知識経験が必要でございまして。尙もこのによりましては、無線局の免許も審理手続を受けることがあると思ひますが、そういう場合にはやはりこの実際の無線局のあり方その他についての、広い知識経験というものが必要になつて来ますので、審理官に關しましてそれらの知識経験を一人に全部要求するということは不可能でございまして。従ひまして電波監理委員会設置法におきましては、この数を一応五名といたしまして、その中には只今申しました各分野の人が入るようになしたい

というふうに考えておる次第でござい

○小林勝馬君 九十七條におきまして、專屬管轄を規定してありますが、これは大抵民事訴訟であるから、わざわざ東京高等裁判所の專屬にする必要はないのじやないか。いわゆる地方でこれを認めて行くべきじやないか。いわゆる地方在住者の便も考えて、東京に全部集めてしまわなくちややれないという方法じやなくて、各地において一応やれるような方途をするべきじやないかという意見も多数あるのではありませんか、この点どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(野村義男君) 第九十七條で高等裁判所の專屬管轄にしておりますことは、この具体的なケースが、多くは非常に技術的な分野を伴つた事件が多からう、これにつきましては地方では非常に裁判官その他にも困るのではないかと、そういうことの性格、並びに電波監理委員会の処分というものが、大体この地方支部局の処分は少く、大部分は東京にありますところの電波監理委員会の処分である。それからこれは主として現在行政裁判といふものはありませんが、管理庁の許可、認可の取消に関する異議その他でありまして、従来の大抵行政裁判の傾向を持つ純然たる民事という分類ではないののではないかと、こゝういふふうに考えますので、かれこれ勘案しまして、高等裁判所の專屬管轄にする、こゝういふふうにしたようなわけであります。

○小林勝馬君 先日の御答弁の中で、漁業無線に対して三十七波今度貰えるというふうな御説明でありまして、現在実際には十八波ですが、先般熱海における会議の節は、二十六波を割当てられたようでございますが、この漁業通信に対して、あとの十何波というものはいつ割当てられる御予定なのか、それからどういふふうな割当方法をやりたいと思ひます。

○政府委員(網島毅君) 只今は十八波扱つておりました、それが先般の第三地域会議で一応三十七波ということに相成つた次第であります。これは約倍以上の増加でありまして、これを今直ちに全部使つて参りますと、将来の漁業用の無線の發達に際しまして、いろいろな支障が起るのじやないか、と申しますのは、私共から見まして、この三十七波というものは最大限でありまして、これ以上我が国におきまして漁業用の波を殖やすという事は、恐らく不可能であらうと考えております。従ひまして取敢ずこの約十波近く殖やしまして、残りのものにつきましては、将来の漁業の發達に備えて取つて置きたい、勿論それを使用する際には、更に漁業界のいろいろな関係面と協議して、最も合理的に使つて行きたいというふうに考えておる次第でござい

○小林勝馬君 雜則以下は次回で質問申上げたいと思ひますが、本日は水産委員長がお見えになつて御質問があるそうでございますから、私の本日の質問はこれで打ち切りたいと思ひます。

○委員長(松野喜内君) それでは木下水産委員長の御要望によりまして御発言をお願いいたします。

○委員外議員(木下辰雄君) 電波法並びに電波監理委員会法に対して私の意見と、それから三、四の質問をいたし

たいと思います。漁業用に無線が普及したしたのは確か大正七年頃だつたと思うのでありますが、その当時は大きないわゆる遠洋漁船に普及いたしました。その後、その後、農林省におきまして、遠洋漁業奨励として普及奨励いたしましたために、その後段々小さい船にも付けた。最近においてはすでに無線局を付けた漁船が二千六百隻に達せんといたしておる状況であります。これは漁業においては漁業の調査とか、或いは遭難防止とか、その他燃料節約であるとかいうような関係で、現在においては殆んど必要欠くべからざるものとなっております。そういう関係でこの法案が本委員会に付託されて以来、水産委員会におきまして、非常な関心を持つて研究いたしておつたのであります。つきましては、そういう見地からちよつと御質問いたしたいと思いますが、只今小林委員の御質問によりまして私の質問せんとするところも大分明らかになつたようでありまして、ほんの三、四点についてお尋ねしたいと思ひます。

第一点は、電波法の第六條第八号並びに第七條第三号、「無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法」というのが第六條第八号にござい、それが、それから第七條の第三号に「当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。」というふうな規定があります。ところが、こういうものは出願する場合に、すでに十分用意をして出願者の方では出願してありますので、こういうものをいへば調査し、或いは研究し、そうして後に許可するということが出来れば、非常に手間取りませんし、面倒が起る。だからして、こういう小型

漁船のときにこういうことをすることにはむしろ必要ないかと思ひますが、これに対して御当局の御意見を伺いたい。

次の質問の第二点は、免許の有効期間であります。漁船においては百トンの船及び以西底曳では五十トンの船、「かつお・まぐろ」の遠洋漁船では七十五トン以上の船は強制してありますので期限がありませんが、それより小さい船、小型漁船に対しては五年ごとに免許を更新するということがなつております。これは恐らく五年ごとに国際條約の改正があるから、これに從うために免許を更新する必要があるかと思ひますが、この更新しなればならぬ、何も小さい船だけがこれに從わなければならぬというわけじゃありませんが、大きな漁船さえも期限を附さないのに、こういう小型漁船に一年免許の更新を来すというところは非常に煩雜であつて、むしろ必要ないのじやないかと思ひますが、これに対して電波監理長官の意見を伺いたいと思ひます。

質問の第三点は、周波数測定装置の件であります。現在漁業無線では水晶共振式を使つておられて、波長の狂いというものは非常に少ないのみならず、陸上漁業無線局がありまして、漁船ごとくにすでに修正しておられます。ところが、こういう高価な設備をするというところは、漁業の負担にも耐えませんが、その必要もなからうと思ひますが、これに対してどういう考えであるか伺いたい。もとより現在の無線電信法においても五十ワット以下は免除されております。少くとも私は強制されてない小型の漁船については、この装置を全部免除して貰いたい、こういう意見を持つておられますが、これに対して御見解を伺いたい。

それから質問の第四点は、これは第三百三條の免許料であります。免許料及び検査料であります。これが非常に高い。申請する者に対しては、三千元、それからその他いろいろ検査料が異なつておられます。これを一々納めて而も更新のたびに納めるといふことは非常に高価な負担であります。で、むしろこういうものを免じて貰いたい、かように思ひますが、これに対する御見解をお伺いしたいと思ひます。

最後に電波監理委員会設置法案であります。第五條及び第六條の問題ですが、この監理委員会は委員長以下六名を以て組織する、これは「兩議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。」となつておられます。現在船舶の無線施設では先に申しましたように二千六百に達しておる。それから陸上の漁業無線設備が五十八局もある。これは全船舶の無線設備に對して殆んどその三分の二以上を占めておる。二倍以上あるというふうな状況でありまして、無線における漁業というものの地位も相當大きなものであります。で、これは大臣にむしろ意見を求めたいと思ひますが、電波監理長官が代つて一つ大臣の方に御伝言を願いたいと思ひますが、少くとも委員の選定に當りましては、漁業に最も理解ある者を委員のうちに追加になるように私共の方では切望して私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○政府委員(網島毅君) 最初に第六條及び第七條關係の御質問にお答え申し上げます。この無線局の申請に記載して頂く事項は、これは申請を審査する場合約の重要な参考資料でございます。従いましてこの無線局の運用がうまく行くかどうかといふことなどは、その審査の対象として十分考慮されなければならぬ問題であらうかと存じます。

ところで第七條の第一項第三号の「当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。」これを審査の基礎の一つの対象にしておるのであります。が、これは非常に少い電波をでき得るだけ公衆の福祉のために、これを公平に能率的に分配するといふことがこの電波法の目的でございます。ところで如何にこの目的がよくても、つくつたところが直ぐその無線局は維持がでなくなつた、潰れてしまつたといふことになりまして、その無線局に割当てたところの波長というものがそのまま死んでしまふことになります。従いましてこういうふうなことは一般公衆の福祉という点から考えまして非常に遺憾なことでございます。一旦この波長の割当てを受けたからには、それがこの申請の目的を達成するようになり、少くともその必要期間は維持がでなければならぬといふことは、これは当然かと考へる次第でございます。この問題は一般無線局共通の問題でございます。やはり漁業無線局にいたしましては、つくつたけれども直ぐその無線局が閉鎖になつてしまつたといふことでは、電波行政上非常に遺憾と存じますので、財政的に基礎が乏しくおるといふことは是非審査の対象にしたいと考へております。

ところで元へ戻りまして、第六條の第一項の第八号「無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法」、これを申請書に書いて頂くのであります。が、これは只今お話ししましたその申請の審査の際に、財政的にしつかりしておるかどうかといふことを一つの資料として無線局の工事費がどのくらいかつかつておるか、これを運用するのには運用費がどのくらいかかる、而もそれはどういふ方法で支弁するか、一方その申請者の財政上のいろいろな基礎といふようなものを考慮いたしまして、その審査に資するために是非必要と存じております。これも無線施設全般に通ずることでございます。漁業無線だけこれを除くという理由は困難ではないかと考へるのであります。併しなからこの一般船舶でありますとか、或いは漁業用の漁船の無線といふものに關しましては、その必要性、公益性、といふことは十分分つておりますので、審査に當つてはこの点は余りやかましく論議されないうと考へております。

それから第十三條の有効期間の問題でございます。現在の無線電信法におきましては、無線施設に關しまして一旦許可されたものに對しましては有効期間といふものがございせん。無制限にその施設を維持し、運用して行ける建前になつております。併しなからこれは電波の有効な利用、或いは條約上の問題、いろいろの問題からそのままだでは工合が悪いのであります。これをカバーするために、現在におきましてはこの許可の條件といたしまして、公益上必要のある場合、或いは主務大臣において必要と認めます場合

には、いつ何ときでもその無線局の免許を取消すことができる。いわば伝家の宝刀を持つておるわけであります。併しながらこういうように電波監理庁が伝家の宝刀を持つておられて、いつでもその免許の取消ができるという事は、新しい憲法の下、民主主義の下においてそれは適當ではないと私は考えるのであります。従いましてこの電波法におきましては、一旦免許を受けました以上は、これは法律で決められた特定の事情がない限り、その免許の取消はできないことになつております。又設備の変更を命ずるといふようなことに対しまして、非常にその制限を加えておられて、徒らに行政処分によつて免許者に負担をかける、或いは迷惑をかけるという事を最小限度に止めるという方針の下にできております。そういたしますと、この免許の有効期間を無制限にするという事はできないのであります。ここに何かの一定の期間ごとにそれを検討して行く、チェックして行くという事は必要になつて参ります。そこでこの電波法におきましては、第十三條にありますように、一般無線局につきましては、その有効期間は五年以内ということにいたしまして、五年ごとにチェックするわけでありまして、先程お話のように勿論この條約も五年ごとに變りますし、それによつていろいろな設備の條件も變つて参ります。従つて五年ごとの再検討の際に必要な改正をやつて頂くということに相成るのでございます。

その五年を区切つてその免許の延長ができないというようなことは考えられませんが、ただその際に新しい條約なり、新しい法律によつて技術的な細かい條件が變つて来る、それをやつて貰うという程度のことであると存じますが、全然免許が取消になるといふようなことは考えられないのであります。漁業家の皆さんがお考えになるような心配はないと思います。尙手続が面倒だからというお話もございまして、手続はこの電波監理委員会規則におきまして、できるだけ簡素化にいたしまして、できれば漁船のようなものにつかましては、葉書一本でも免許の更新ができるようにしたいというふうに考へておる次第でございまして、御心配の点はないようにしたいと考へておる次第であります。

それから第三十一條の周波数測定装置の備えつけの問題であります。これはお説のように小さな漁船につきまして、いろいろ波長計を備えるということとは困難でございまして、又それ程効果もないと考へますので、電波委員会におきましては、それらのものは除外したいと考へております。勿論この委員会規則は、委員会が発足いたしましたので、委員会が決定することがございまして、私がここではつきり申し上げることはどうかと思ひますけれども、一応立案者の心構えとしてはそういうふうに考へておる次第でございまして、

次は第三百三條の手数料の問題でございまして、これはお説のように、手数料というものは全然ない方がよろしいのであります。この点につきましても、私は私共も全く同感でございまして、併しながら今日のうちに国の財政が非常に不如意なときに、その行政に必要とするところの経費を何で賄うかというところになりますと、これを租税で賄うか、或いは手数料、その他の収入で賄うかというところになるわけでありまして、これらの無線局の免許というものは、これらの無線局の免許というものは、免許を受けた人がその免許を受けたことによつて相当な利益を受けるという事は、これは間違いない事実であります。従つて受益者がその中の全部とまでは行かなくても、若干のものは負担するといふ考へも出て参るのであります。今日は財政当局からの極めて熱心な要望もあり、若干受益者に負担して貰うということに相成つた次第でございまして、これは勿論電波行政に必要な全部の経費を賄うという意味ではございません。而も百三條に挙げられておりますものは最高額でございまして、この最高額と雖も、私共の見積りでは施設費の大体数パーセントという程度でございまして、漁船その他に關しまして私共はできるだけその経費を安くしたい、手数料を安くしたいというふうに考へておりますので、それは恐らく施設費に比べて取るに足らない程度のものであるのじやないかというふうにも考へております。できるだけ漁業者の負担を軽減したいと考へて行きたいということをお願いいたします。

次に電波監理委員会の委員の任命でございまして、これは法案にもございまして、総理大臣が両議院の同意を得て決めることに相成つております。

只今の御質問の趣旨は大臣にお伝えいたしましたので、十分その御趣旨を伝えたいと思ひます。

○委員外議員(木下辰雄君) 只今電波長官のお答えで大体よく分りました。是非そういう趣旨において、例えば免許更新の場合には葉書一本で足りるようをお願いしたいと思ひます。又費用あたりもなるべく少くなるようにお願いしたいと思ひます。測定装置の点もよく分りました。若しこの委員会において相当何か統制等も始まつた場合は困るが、水産委員会の趣旨も十分採入れて善処されるように、全体のことは委員長にお委せいたします。私の質問はこれで終ります。有難うございました。

○委員長(松野喜内君) 水産委員長の御要望、電通委員長としてもよく心得ました。さよう取計らいます。

○小林勝馬君 時間が余つておるようでありますからもう少し質問したいと思ひます。

雜則の第百條におきまして、電波監理委員会の許可を受けなければならぬというふうに制限してありますが、これは例えば経営主体となる使用高周波のキロサイクル等によつて、この許可を受けなければならぬ範囲を限定されたかどうかという点があるものであります。この点についてはどういふようにお考へになつておりますか。

いわけのこの條項から行きますと、電気通信省關係のものなどは、非常に有利になつて、民間の發送電氣の他のやつは、非常に不利になるような立場に相成るのではないかと思ひますが。

○政府委員(網島駿君) これは表面的に見ますと、御説のようにも言えるのであります。實際はこの電気通信省の施設を除いて、民間のものに重くした

ということではございません。これはこの第百條の括弧内の除外例は、これは電気通信省に民間にも通ずるのであります。これは全く技術的な見地から出ております。即ちケーブル搬送或いは平衡二線式の裸線搬送におきましては、その性質上、使う電力が非常に少いということ、それから設備の構造上、電波が外へ出ないのであります。従つて電波が出なければ、混信の問題等もございせんので、取締る必要はないということになります。ところでこの電線路に高周波電流を通ずるような通信設備、例えば電力線に通ずる、これは相當な電力のものを必要とします。又線路の構成上、相當な電波が外へ出るのであります。従つてこれは電波の整理上、是非許可を必要とする。場合によつては、波長を指定しなければならぬ場合も起つて参る次第であります。尙これは電力線、会社のみならず、電気通信省においても、こういうような設備をする場合には、許可の対象となつてゐることは勿論でございまして。

○小林勝馬君 百二條におきまして、「電氣監理委員会の施設した無線方位測定装置云々」と、なぜこの電波監理委員会が施設したものに限定したのかという点であります。

○政府委員(網島駿君) 現在の無線方位測定装置を使用しておりますものは、電波監理委員会の設置しますところの電波監視局の設備と、それから燈台業務のために、岬等がやつておりますところの方位測定所というところがございます。ところで現在の状況を見ますと、燈台關係の方位測定所は、岬の先というように、第一非常に使用

が不便な所でありまして、概ね人家のない所でございます。従つて特にこういう規定を設けずとも、實際上必要ないんじやないかと、尙この方位測定装置、燈台局の方位測定所は、中波を使つておられますので、妨害を受ける程度も非常に少ないのであります。ところが電波監視局の方位測定所におきましては、諸方から出る長波、短波、超短波に至る各範囲の電波の規制をやらなければならぬのでありまして、御承知のように、短波とか超短波の方位測定という事になりますと、非常にこれはデリケートなものでありまして、設備も非常にデリケートでございますが、運用もなかくむずかしい、殊にその設置場所の如何が、正確な電波の方向を測り得るかどうかということに非常に影響を持つて参りますので、特にこの條項を必要とした次第であります。

○政府委員(網島毅君) 航空機用のものに關しましては、これは短波等も使つておられますので、只今御質問にありましたようなことが起ります。これは近く航空保安法というふうなものも政府において準備しているという事も聞きますので、その方面で必要な保護を加へることにしたらどうかと考えております。

○小林勝馬君 百五條におきまして遭難通信の取扱ひを妨害した者も罰則が制定されている。第三項におきまして「前二項の未遂罪は、罰する。」この未遂罪というのは一体如何なるふうにお考えになるのか。実際に聴き損つたのを未遂罪と言われるのか。それとも機械が故障でやれなかつたのも未遂罪になるのか、その点を、未遂罪を又誰が一体判断するのか。それとも一つは罰するとは一体何をされるのか。

○政府委員(野村義男君) お答えいたします。これはこの罰則にありますが、これは、すべて普通の行政法上の処刑の場合と同じであります。刑法総則が全部適用になります。刑法総則の中で人を罰するには犯意を持つた者だけを罰する、こういうことになつております。未遂についてや、これは犯意があつて未遂である。機械が故障であるとか、その他自然的な現象によつてできなかったというふうなことは罰しないことになつております。常に犯意を持つてやつたことではあります。罰するにつきます。これは未遂罪の罰則につきましては、やはりこれも刑法の一般

理論によりまして本條に適用して、本條に對する低い罰を科すということになつて、刑の量定は専ら裁判官がやるということになつております。

○小林勝馬君 然らばその三項の未遂罪の事例がありましてお教え願ひたい。又先般アメリカ沿岸のやつたQ五六号のあつた問題も事実は本人は知らずにやつてゐるので、知らないのに罰を免れておらないのであります。これは一体どういふふうなことで、か、承りたい。

○政府委員(野村義男君) 我々承知しておりますのは、この遭難通信について意識してこういうことをやつたり、或いは妨害をしたということでは未遂罪があつたというふうなことの事例は聞いておりません。一つにオペレーターは道義の高いゆゑんであるというふうなことを考へております。先般ありましたI S Tの事件は、これは一般法を以て律せられない特殊な状況によるものでありますので、これと直接關係はないかと思ひます。

○小林勝馬君 そうするとこれは三項は法律上どういふものを入れて置かなくちやいけないう意味で入れられたいといふふうにとつてよろしいのかどうか、いわゆる未遂罪といふものが非常に判定に苦しむので殆んどないといふふうな解釈していいかどうか。

○政府委員(野村義男君) この未遂罪につきましては、現在の無線電信法で、この種の場合及び類似のような場合に多く未遂罪を罰しておるのであります。併しながら今度の電波法におきましては、以下各條に見られるごとく未遂罪を罰するといふのは殆んど稀れでありまして、その点において未遂罪

といふことを御説のようなラインで成るべく外して行きたいということをやつております。この場合においては他のものに比較して非常に罪状が重い。通信を積極的に妨害するということになりますので、この條だけは残す必要があるといふことで検務当局とも相談をいたしまして、この程度に止めるといふことにした次第であります。

○小林勝馬君 百六條の二項において、「船舶遭難の事実がないのに、無線設備によつて遭難通信を發した者」といふふうに相成つておりますが、これはどういふ事例があるのでしょうか。又國際條約のこゝろに簡條はどういふふうに入つておりましたか。

○政府委員(野村義男君) 實際どういふような事例があるかどうかといふことは、海上勤務に経験のある私の方の石川海上課長から説明して頂きます。それから國際條約等どうなつておるかといふのは、これは広い意味に申しますと、前の虚偽の通信を發した者と同じことになるので、虚偽の通信については電氣通信條約の中で、各國政府はそれに対して必要な手段を取らなければならぬといふことになつております。

○説明員(石川武三郎君) 今のお話の船舶遭難の事実がないのに無線通信を發したといふ例につきまして、私非常に古い記憶でございますが、約二十年前ぐらゐ前に、日本の船舶の無線通信士が SOS を發信した、印度洋において SOS を發信した、併しその無線通信士は故意に罰則規定に當嵌まるやうな犯意を持つてやつたのではなしに、精神病に患つて SOS を發して、自分

で死んでしまつたといふようなことを聞いております。それ以外には日本人が虚偽の無線を發したといふことは聞いておりません。恐らくそういうことではないと思ひます。

○小林勝馬君 そうすると先般シンガポール沖におきまして、ドットを出してオートアラムが働いたためにいろいろ問題を起しておるのがあるのをごさいますか、實際ああいうものは自分の方でも意識して遭難通信をやつたわけではないけれども、向うの船の受信機が働いたために問題が起きておるのでございませうけれども、ああいうものも全部遭難の事実がないのに、無線通信設備によつて遭難通信を發したといふふうな御解釈になるのか、どういふ点か、それを伺いたい。

○政府委員(野村義男君) 先程申し上げましたように、この罰則についてはすべて刑法にいうところの犯罪を犯すには犯意を持つてやらなければならぬ。駄目だといふとおかしいのです。が、犯意が必要である。もつと具體的に言へばわざと行為を持つてやつた、こういうことをすればいいことが起るというように明確な觀念を持つてやつたといふことであります。従つて御説のようなドットを知らずして出しておつた、たま／＼他の機械が操作してはならないと思ひます。従ひましてただ併し十分の注意を欠いていたといふことで行政上の処罰を受けるのか、場合によつては処罰というとおかしいが、免許の取消しをしなければならぬといふことが起つて来ると思ひます。この罰則の対象にはならない、常にこの罰則の中では犯意を持つてやつ

て、俗な言葉で言えば、わざとやるということになるのであります。その点御了承願います。

○小林勝馬君 百七條及び百八條におきまして「政府を暴力で破壊すること」を主張する通信を發した者「乃至は」わいせつな通信を發した者」というふうになつておりますが、これは発信人であるのか、これをオペレイトしたオペレーターであるのか、どこを指しておられるのか、両方を指しておられるのか、尙又「わいせつな通信」というのはどの範圍で決定されるのか承わりたい。

○政府委員(野村義男君) 百七條及び百八條の、どういふものがこういう罪を犯すことになるかということも、先程申上げました犯意があるかどうかという点と密接な関係があるものでありまして、電報を出す人、或いはオペレーター、施設者でも、それを知つて、こういうことをしようとしてした場合には、これに當るわけでありまして。

第二点の「わいせつ」ということについては、これは社会通念でわいせつの観点はあるわけでありまして、従来は無線電信法では風俗擾乱というやうなことで言つておりましたが、風俗擾乱というとき非常に広い範圍になるので、これを狭めまして、わいせつ、こ

う相成るのであります。これは普通学問上の幾らもわいせつの定義はあるのであります。社会通念で御了承になつて頂きたいというふうに考えます。

○小林勝馬君 未だちよつと納得しかねるのですが、犯意があるなしに拘わらず、オペレーターは依託された電報を受信して見たり、送信して見たりす

ることはあり得るので、通信士にはその罪はないのじやないか。いわゆる発信した方がむしろその犯意があるの、犯意があるかないかということから言えば、通信士はただそれを受信し、送信したに過ぎないのじやないかというふうにも考えますので、これはオペレーターを指すのじやないやうに考えますし、尙又その通信がオペレーター自身の創意によつて通信を行なつた場合は、オペレーターを指すかも知れませんが、例へば電報にそういうものが記載された、それを受信し、送信した場合は、自分の発信じやないから、これは発信人じやないのだから、この点ははっきりして貰わないと困るのですが。

○政府委員(野村義男君) これは先程申上げましたように、そういうことをしようというようにはつきりオペレーターが、もつと具体的に言えば共犯関係にあるというやうなことになります。機械的に操作をやつていふやうな場合にはこの罰則の適用を受けますが、機能的にはこの罰則の適用がない、こ

ういふふうにお考え願います。要は共謀する意思があつたとかないとか、具體的な事件を見なければ一律にどうであるというのをすぐは判定はできないかと思ひます。

○小林勝馬君 この百七條はこの前の、この前と言ひますが、今までの案には盛込まれておらなかつた。新たに今度の案に盛込まれている。草案なんかには入つておらなかつたけれども、どういふ意味で今度これを入れられたのか、伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(野村義男君) これは従来も放送法の方には一部入つておつたのであります。それから現在でもこの程度は無線電信法の中で公安を害する罪というものがあつまして、その公安を害する罪というものは先程申上げましたやうに、非常に漠然たる表現であつて、もつと何か具體的な表現をする必要がある。そういうことで公安という字をもつとはつきりさせる、こ

○委員(松野喜内君) それでは本日はこれを以て閉会いたします。午後零時十五分散会
出席者は左の通り。
委員長 松野 喜内君
理事 橋本萬右衛門君
小林 勝馬君
委員 大島 定吉君
水橋 藤作君

委員外議員 水産委員長 木下 辰雄君
政府委員 電波監理長官 網島 毅君
電氣通信事務官(電波法) 野村 義男君
官(電波法) 規経(部長) 松尾 静麿君
航空保安庁長官
説明員 電氣通信事務官 石川武三郎君
電波庁施設監
電波海上課長